

## 伊勢市公共サイン計画策定業務委託プロポーザル実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、伊勢市公共サイン計画策定業務を委託する者を、プロポーザル方式により決定するための必要な事項について定めるものである。

### (プロポーザルに参加する者)

第2条 伊勢市公共サイン計画策定業務委託のプロポーザル（以下「プロポーザル」という。）に参加する者は、次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22政令第16条）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 伊勢市競争入札参加資格者名簿に下記「業務分類」で公告時点で登録されていること。
  - ・都市計画及び地方計画
- (3) 伊勢市建設工事等資格（指名）停止措置要領に基づく資格（指名）停止期間中でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号。以下「会社更生法」という。）に基づく会社更生手続き開始若しくは構成手続き開始の申立がなされている場合、又は、民事再生法（平成11年法律第225号。以下「民事再生法」という。）に基づく再生手続き開始若しくは再生手続き開始の申立がなされている場合にあつては、伊勢市競争入札参加の再審査に係る認定を受けていること。
- (5) 下記「登録部門」で国土交通省の建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条第1項の規定による登録を受けていること。
  - ・都市計画及び地方計画
- (6) 伊勢市暴力団排除条例第8条の規定に該当するものではないこと。
- (7) 過去10年(平成26年度以降)に業務が完了した公共サイン計画策定に係る業務の元請実績を有する者とする。

### (プロポーザル参加仕様書)

第3条 プロポーザルの仕様については、別紙1-1のとおりとする。

### (選定業務)

第4条 選定にかかる業務は、伊勢市公共サイン計画策定業務委託受注者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が行う。

### (選定委員会の組織運営)

第5条 選定委員会の組織及び運営については、次のとおりとする。

- (1) 委員定数は、7名とする。
- (2) 委員会は、定数の過半数以上の者が出席しなければ開くことができない。
- (3) 委員会に委員長1名及び副委員長1名を置く。

- (4) 委員長及び副委員長は、委員の互選により決定する。
  - (5) 委員長は、委員会を招集し、統括する。
  - (6) 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行う。
  - (7) 委員長及び副委員長とともに事故のあるとき又は欠けたときは、都市計画課長が委員会を招集して委員に諮り、その回のみ臨時委員長を互選するものとする。
- 2 委員は、別紙1－2のとおりとする。

(プロポーザル日程)

第6条 プロポーザルの日程については、別紙1－3のとおりとする。

(庶務)

第7条 プロポーザルの実施に係る庶務は、都市整備部都市計画課が行う。